

豊田市ささえあいネット実施要綱

～高齢者見守りほっとライン～

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市ささえあいネット～高齢者見守りほっとライン～（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 豊田市ささえあいネット～高齢者見守りほっとライン～ 高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活が維持できるよう支援することを目的に、市、地域包括支援センター及び関係協力機関が相互に連携し、地域全体で高齢者に対する見守り、声かけ等（以下「見守り等」という。）を行うとともに、異常等を発見した場合には、迅速に対応できる体制を確保するために行う事業をいう。
- (2) 地域協力機関 地域で高齢者の支援に関する活動を行っている自治区、民生委員、老人クラブ等で、事業の趣旨に賛同し、第4条に定める登録を行ったものをいう。
- (3) 民間協力機関 民間事業者のうち、事業の趣旨に賛同し、第4条に定める登録を行ったものをいう。
- (4) 公共協力機関 警察署、消防署等の公共機関のうち、事業の趣旨に賛同し、第4条に定める登録を行ったものをいう。
- (5) 関係協力機関 地域協力機関、民間協力機関及び公共協力機関をいう（ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団は含まないものとする。）。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に居住する概ね65歳以上の者（以下「高齢者」という。）で見守り等の支援が必要であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり暮らしの者
- (2) 高齢者のみの世帯に属する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、虐待等により特別な事情がある者

2 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人の同意を得ることなく個人情報に関係協力機関に提供することができる。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(関係協力機関の登録等)

第4条 市長は、豊田市ささえあいネット同意書～高齢者見守りほっとライン～（以下「同意書」という。）（様式第1号）を提出したものを関係協力機関として登録する。

2 前項の場合において、市長は、地域協力機関、公共協力機関等に対しては、協議の上同項の同意書の提出を省略することができる。

3 市長は、前項の登録をしたときは、関係協力機関に対し、豊田市ささえあいネット登録証（様式第2号）を交付し、当該関係協力機関の名称、所在地等を登録し、必要に応

じて公表する。

4 同意書（様式第1号）の内容のうち、次の各号のいずれか又は全てに変更があった場合は、速やかに豊田市ささえあいネット登録記載事項変更届（様式第3号）を市へ提出するものとする。なお、本事業は関係協力機関としての事業所（団体）に帰属するものであり、代表者又は氏名に記載された者が変更になった場合でも、格別の事情がない限り市へ申出をする必要はないが、後任者へ本事業趣旨を引き継ぐものとする。この場合、後任者が事業趣旨に賛同しない場合の手続きは次項によるものとする。

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 連絡先電話番号
- (4) その他、市長が必要と認めるもの

5 市長は、関係協力機関から豊田市ささえあいネット辞退届（様式第4号）により登録の辞退の申し出を受けたときは、登録を取り消すものとする。なお、関係協力機関から辞退届の提出を受けることが困難な場合、地域包括支援センターが代理で豊田市ささえあいネット辞退届（様式第4号の2）を市へ提出できるものとする。

6 市長は、関係協力機関が次の各号のいずれか又は全ての行為に該当した場合は、登録を取り消すことができる。なお、この場合、豊田市ささえあいネット登録取消決定通知書（様式第5号）により、関係協力機関に対して通知する。

- (1) 営利を目的とした行為
- (2) 宗教活動や政治活動への勧誘及び高額商品の契約や販売を行う行為
- (3) その他市長が不相当と判断する行為
(市の業務)

第5条 市は、事業の実施に当たり、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 対象者の把握
- (2) 地域包括支援センターに対する指導及び支援
- (3) 事業に関する普及及び啓発活動
- (4) 関係協力機関に対する協力依頼及び連絡調整
- (5) 関係協力機関の登録及び名簿の公表
- (6) 関係協力機関からの連絡に対する対応
- (7) その他事業の実施に必要な業務
(地域包括支援センターの業務)

第6条 地域包括支援センターは、事業の実施に当たり次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 対象者の把握
- (2) 事業に関する普及及び啓発活動
- (3) 関係協力機関に対する協力依頼及び連絡調整
- (4) 関係協力機関からの連絡に対する対応
- (5) 関係協力機関との協力体制の構築を図り、必要に応じてケース検討会を開催
- (6) その他事業の実施に必要な業務
(関係協力機関の業務)

第7条 関係協力機関は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 対象者に異変等を発見した場合は、担当地区の地域包括支援センター等に対する情

報提供

- (2) 対象者に対する見守りへの協力等
- (3) 豊田市職員等への駐車スペースの提供
- (4) その他事業の実施に必要な業務

2 前項第3号については、「豊田市ささえあいネット実施要綱～みまもりほっとパーキング事業～（以下「パーキング事業」という。）」において定めるものとし、同意書（様式第1号）又はパーキング事業で市が指定する様式に協力の意思を示した協力者のみとする。

（守秘義務）

第8条 関係協力機関は、事業の実施に当たり知り得た個人情報をも目的以外に利用し、又は漏らしてはならない。関係協力機関でなくなった後も同様とする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。ただし、第7条第2項については、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。